

# 教育子ども委員会 説明資料

第3児童相談所（仮称）の整備について

平成28年6月23日

子ども青少年局

## 目 次

	頁
1 児童相談所の機能	1
2 整備の趣旨	1
3 施設の概要	
(1) 整備予定地	2
(2) 敷地面積	2
(3) 延床面積 (予定)	3
(4) 施設の主な内容	3
(5) 配置図	4
4 児童相談所の所管区域	5
5 児童相談所間の役割分担	6
6 整備スケジュール (予定)	6
(参考) 児童相談所の現況	7

## 1 児童相談所の機能

児童相談所は、児童福祉法第12条に基づき設置され、児童の福祉に関する業務を行うこととされており、概ね次のような機能がある。

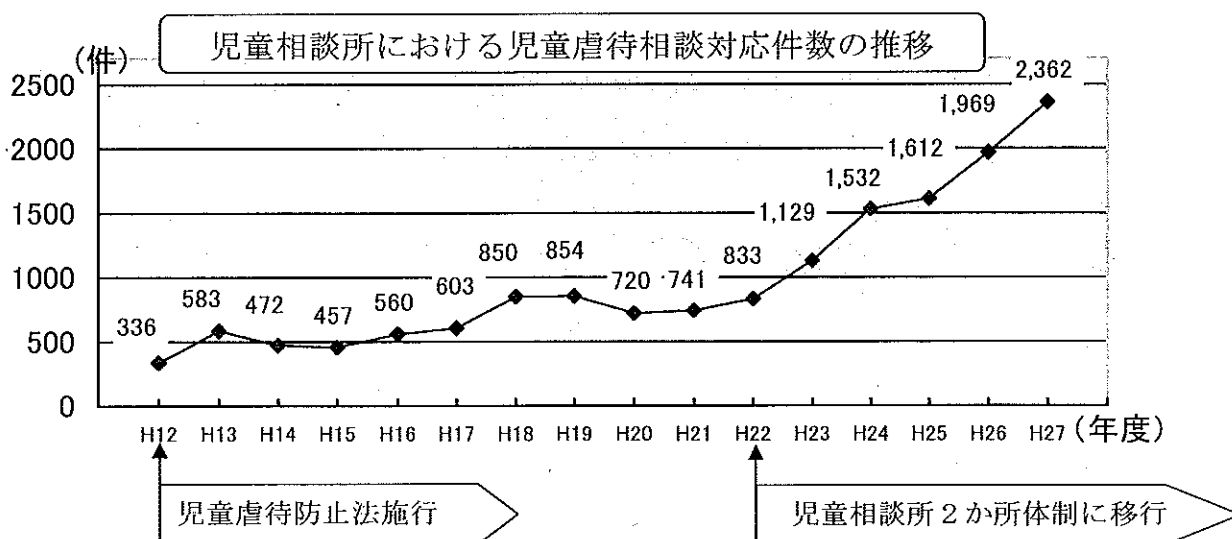
- ・子どもに関するあらゆる相談に対する援助を行う。
- ・心理療法等による支援を行う。
- ・「児童虐待の防止等に関する法律」に基づく立入調査、臨検・捜索をはじめとする緊急介入を行う。
- ・一時保護を行う。
- ・児童福祉施設への措置、里親等への委託を行う。
- ・家庭復帰・家庭再統合に向けた支援を行う。
- ・家庭裁判所への親権喪失宣告や未成年後見人選任等の請求を行う。
- ・区における相談業務に対する援助を行う。

## 2 整備の趣旨

ここ数年、子どもや家庭をめぐる問題が複雑・多様化するなか、児童相談所における相談対応件数は年々増加している。

とりわけ児童虐待相談は急激な増加傾向にあり、平成27年度中の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、過去最多の2,362件となっている。

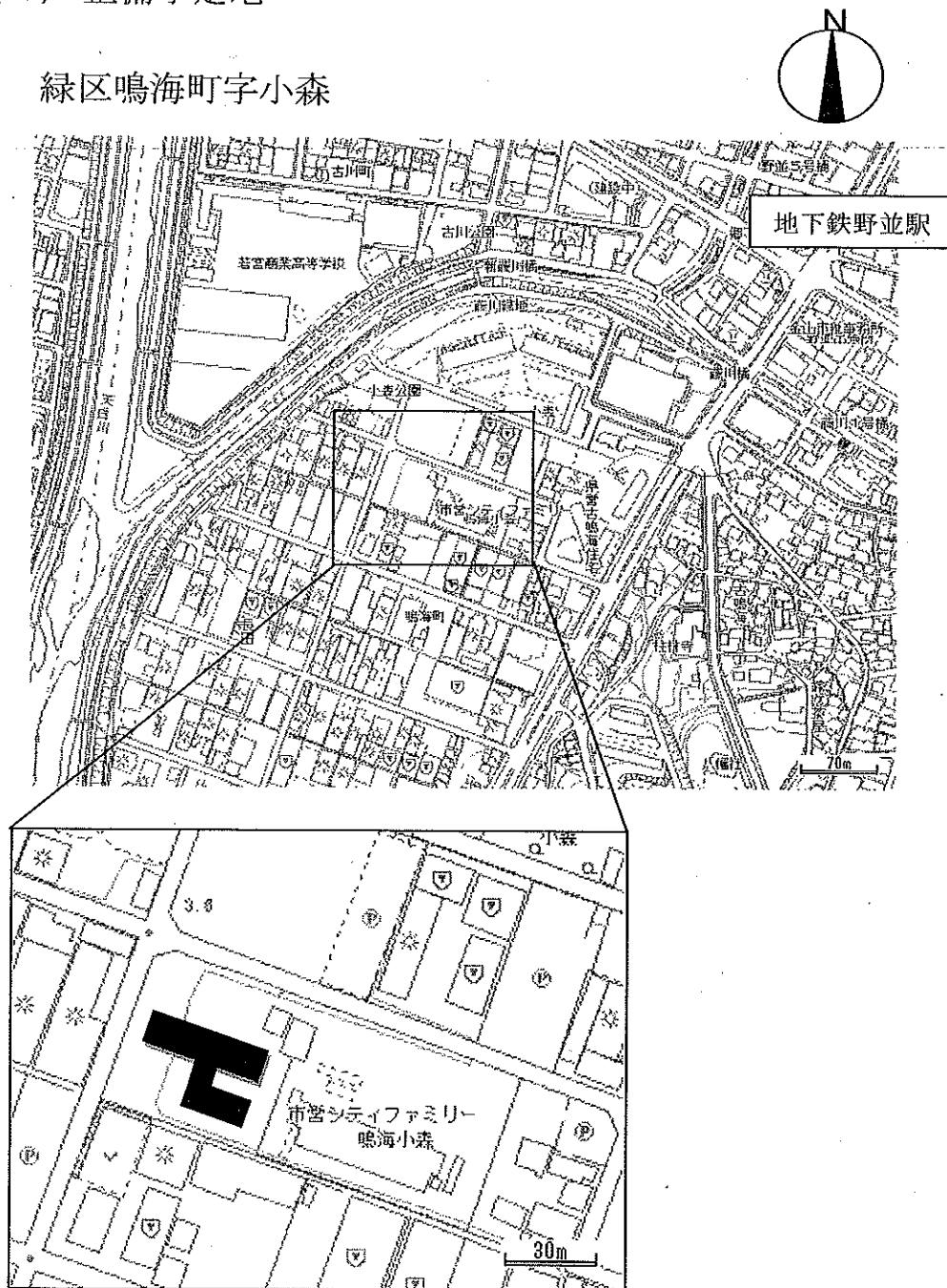
虐待相談を始めとした児童相談に対して、さらに迅速・的確に対応するため、市内3か所目の児童相談所を整備するもの。



### 3 施設の概要

#### (1) 整備予定地

緑区鳴海町字小森



#### (2) 敷地面積

約 2, 4 6 0 m<sup>2</sup>

(3) 延床面積 (予定)

約 1, 6 0 0 m<sup>2</sup>

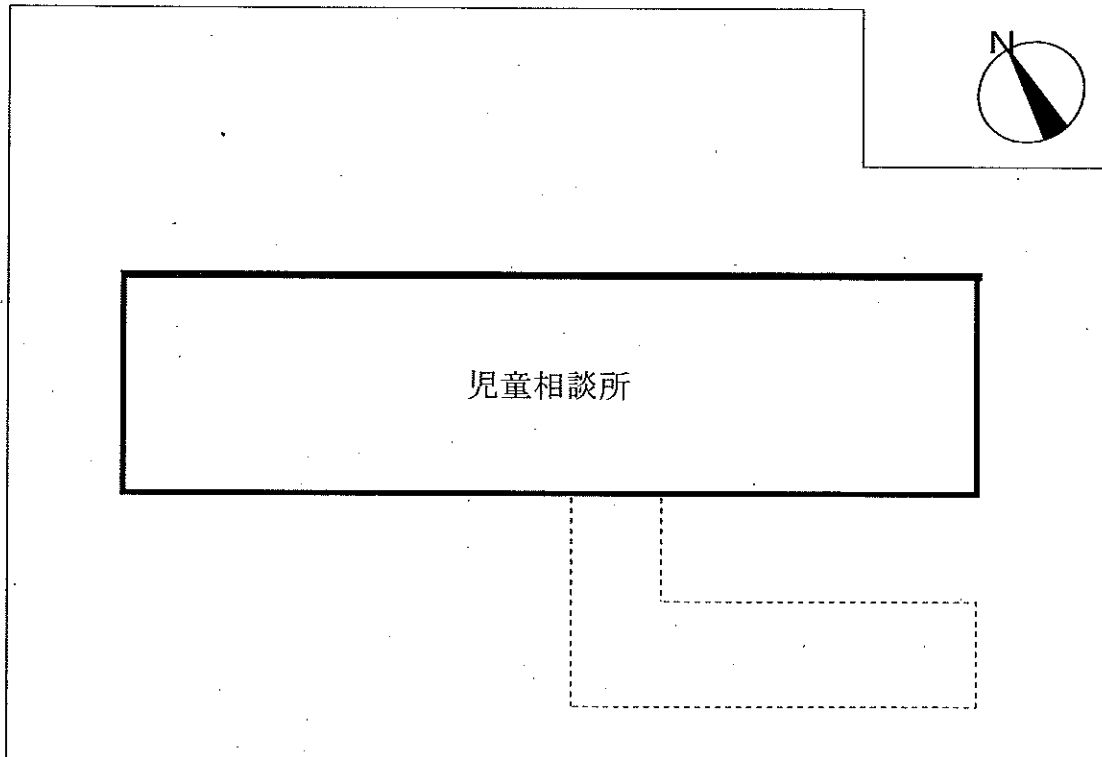
(4) 施設の主な内容

施 設	主 な 内 容
児童相談所 (約 7 0 0 m <sup>2</sup> )	相談・支援を円滑に実施するため、面接室を 8 室設け、1 部屋当たり 9 m <sup>2</sup> 以上の面積を確保するとともに、箱庭療法室やプレイセラピー室を整備
一時保護所 (約 9 0 0 m <sup>2</sup> )	入所児童個々の状況に対応できるよう、個室などの居室 1 1 室と幼児室を設け、入所児童 1 人当たり 5 m <sup>2</sup> 以上の居室面積を確保 (定員 2 5 名) したうえ、別棟の屋内運動場を付設

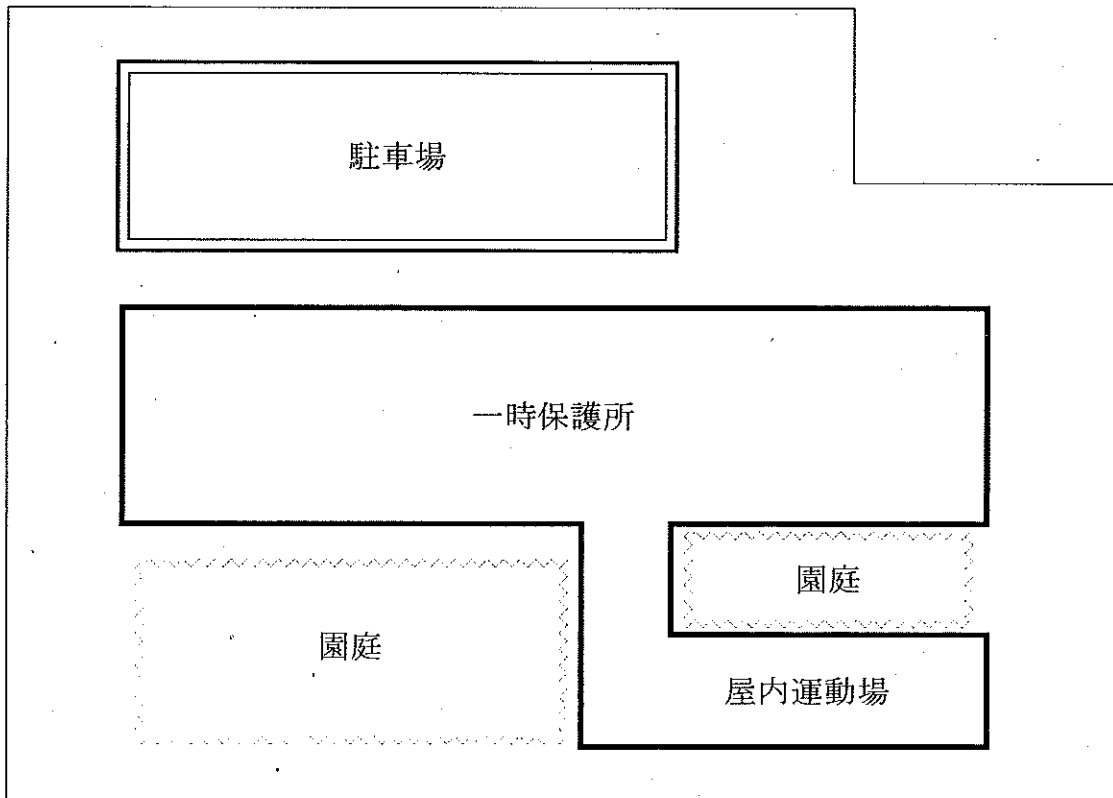
注： 「箱庭療法」は、児童心理司が見守る中、子どもが砂の入った箱に、自由にミニチュア玩具を置いていくことで、「プレイセラピー」は、子どもがボールや人形などを使って児童心理司と遊ぶことで、言葉にできない感情や思考を表現するとともに、心を癒していく心理療法。

(5) 配置図

【2階】



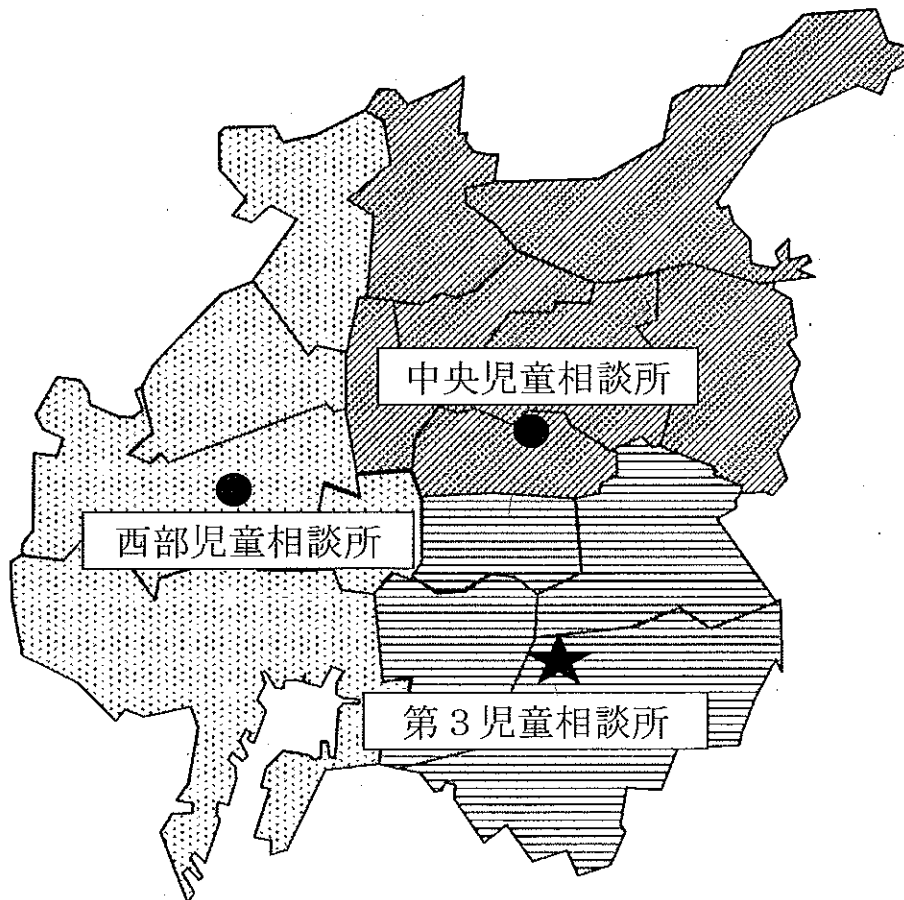
【1階】



#### 4 児童相談所の所管区域

区分	中央児童相談所	西部児童相談所	第3児童相談所
所管区	千種、東、北 中、昭和 守山、名東	西、中村、熱田 中川、港	瑞穂、南 緑、天白
所管区域 面積	117.2 km <sup>2</sup> (35.9%)	120.1 km <sup>2</sup> (36.8%)	89.2 km <sup>2</sup> (27.3%)
所管区域 人口	934,440人 (40.7%)	715,950人 (31.1%)	647,685人 (28.2%)
所管区域 18歳未満 人口	136,538人 (39.7%)	102,338人 (29.8%)	104,888人 (30.5%)

注：人口は平成28年1月1日現在



## 5 児童相談所間の役割分担

ア 市域を分割して所管区域を設け、それぞれの所管区域については、3つの児童相談所は独立・対等な児童相談所として相談業務を行う。

イ 第3児童相談所においても、中央児童相談所や西部児童相談所と同様に、定員25名の一時保護所を付設する。

ウ 中央児童相談所については、児童相談所間の連絡調整、市外の児童相談所との措置の調整、統計等のとりまとめ、児童相談所の研修等の業務を行う。

## 6 整備スケジュール（予定）

区 分	内 容
平成27～28年度	設 計
平成28～29年度	用地取得・整備
平成30年度	開 設



(参考) 児童相談所の現況

区分		中央児童相談所	西部児童相談所
所在地		昭和区 折戸町4丁目	中川区 小城町1丁目
所管区		千種、東、北、中 昭和、瑞穂、守山 緑、名東、天白	西、中村、熱田 中川、港、南
相談対応 件数 (うち虐待 関係)	25 年度	4,838件 (1,612件)	2,709件 (1,015件)
	26 年度	5,229件 (1,969件)	2,129件 (597件)
	27 年度	5,690件 (2,362件)	3,004件 (1,331件)
一時保護 件数 (うち虐待 関係)	25 年度	945件 (552件)	3,361件 (1,457件)
	26 年度	934件 (531件)	2,329件 (905件)
	27 年度	1,129件 (714件)	556件 (345件)
一時保護 件数 (うち虐待 関係)	25 年度	945件 (552件)	547件 (373件)
	26 年度	934件 (531件)	741件 (484件)
	27 年度	1,129件 (714件)	389件 (207件)
一時保護 件数 (うち虐待 関係)	25 年度	945件 (552件)	547件 (373件)
	26 年度	934件 (531件)	741件 (484件)
	27 年度	1,129件 (714件)	388件 (230件)

